

フェンシングのまち沼津推進協議会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、フェンシングのまち沼津推進協議会規約第13条第2項の規定に基づき、協議会の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員及び準会員の会費は口数制とし、別表1のとおりとする。

- 2 特別会員及び参与会員は会費を免除する。
- 3 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 入会が10月以降の場合、初年度の会費は、第1項に規定する額の1/2とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年5月末までに会長が指定する口座に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、正当な理由がある場合には、会員の申し出により、年会費の分納を認めることができる。
- 3 入会にあたっては、会費を前納するものとする。
- 4 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお会費を3か月以上納入しないときは、会員の資格を喪失する。

(会費の返還)

第4条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

会員種別	会費額(1口)	議決権
正会員	30,000円/年	あり
準会員	10,000円/年	なし